

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年5月27日

長崎県選挙管理委員会
委員長 葦本 昭晴

資金管理団体異動届

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新旧の別	異動の内容	異動年月日
舟越 章子	長崎教育政策研究会	名称	新	長崎教育政策研究会	令和4年5月14日
			旧	長崎政策研究会	
		主たる事務所の所在地	新	長崎市筑後町2-1 長崎県教育文化会館2階	令和4年5月14日
			旧	長崎市大黒町4-16 自治労会館3階	